

# 中国 *China*

## 食品安全法「改定」のポイントは

ジェットロ海外調査部中国北アジア課 森 路未央

政府は2015年4月24日、改定版「食品安全法」を公布、15年10月1日に施行すると発表した。改定版では、生産・流通・販売を中心に50条文が増補された。政府は、改定版同法を史上最も厳しい規定としている。本稿では、中国で食品ビジネスを行う日系企業や日本の食品貿易関係者を対象として、その変更内容を紹介する。

### 最も厳しい規定に

国内外で頻発する自国産食品の安全性をめぐる問題の解消に向け、政府は2009年6月に「食品安全法」<sup>注</sup>を、同年7月には「食品安全法实施条例」を施行した。それから4年後の13年10月、食品安全関連業務の取りまとめを行う国家食品薬品監督管理総局（以下、食薬局）は、「食品安全法（改定草案審議稿）」を國務院（日本の国会に相当）に提出、ここから今回の改定に向けた作業を本格的に開始した。

13年10月29日、國務院の法制部門は同法（改定草案審議稿）の公布とパブリックコメントを実施した後、全国人民代表大会に法案を提出した。その後、全国人民代表大会常務委員会における審議が、14年6月（改定草案審議稿審議、パブリックコメント）、同12月（改定草案2次審議稿審議、パブリックコメント）、15年4月（改定草案3次審議稿）の3回に分けて行われ、今回の公布に至ったものである。

改定法は、「第1章 総則」「第2章 食品安全リスクモニタリングと評価」「第3章 食品安全基準」「第4章 食品の生産と加工および流通と飲食サービス」「第5章 食品検査」「第6章 食品の輸出入」「第7章 食品安全事故の処理」「第8章 監督管理」「第9章 法的責任」「第10章 付則」——から構成される。この構成は現行法から変更がない。しかし条文は50条文増え

て、合計154条となった。増補された条文は、多い順に第4章が21条文、第9章が13条文、第8章が5条文などとなった。

食薬局法制司の徐景和司長は今回の改定版「食品安全法」について、「中国の食品安全監督管理史上、最も厳しい規定になった」と言う。そのポイントは、①統一的な監督管理体制の強化、②食品安全リスク交流制度の構築、③全プロセスでのトレーサビリティ・システムの構築、④リコール制度の強化、⑤食品安全責任会談制度の構築、⑥消費者や内部告発による通報制度の奨励、⑦ネット取引管理制度の構築、⑧保健食品や乳幼児向け食品の監督管理制度の構築、⑨罰則の強化——である。

### 食品安全問題頻発の背景

中国で食品安全をめぐる問題が頻発する理由は、さまざま。第1に行政の問題、すなわち法規の未整備が指摘される。しかし、09年の食品安全法施行以降、「かなり細かいところまで規制が作られてきた」との印象を持つ日系企業が多い。むしろ、関連規定や基準などが短期間に作成されたことなどから、現実の事業運営への適合が難しいといったところに新しい問題があるようだ。

第2に、中央政府による監督・管理の不徹底、法規制と現場の判断が統一されていない、といった問題が指摘される。こうした問題に対処すべく、政府は09年以降、食品安全監督管理体制再編に向けて食品安全委員会などを新設した。だが、縦割り行政、責任部署の曖昧さ、二重行政などの問題は完全に解消されてはならず、その克服に向けた努力が続けられてきた。現行法では、食薬局の所管は外食部門の生産から消費だったが、改定版第5条で食薬局は食品安全監督管理の

総合調整役に格上げされた。現行法で総合調整役だった衛生部は、改定版では食品安全リスクの監督・検査と評価、および食薬局と共同で食品安全国家基準の制定と公布の担当に変更された。

第3に地方政府による監督・管理の問題。10年2月の全人代常務委員会第13次会議で報告された「食品安全法実施状況調査結果」によると、中央の改革が地方の末端行政レベルまで浸透していない、県レベルの監督管理体制の職責が明確になっていない、地方政府（特に中西部地域の県レベル）の関連予算の不足により食品検査サンプルの購入や検査ができない、などの問題が挙げられた。こうした課題に対して、改定版では、県レベル以上の政府は所管する地域の食品安全年度監督管理計画（乳幼児とその他特定の人やグループを専門に供給する主食または補助食品）を毎年作成（第109条）することを義務化し、同時にチェック機能を備えることも明記された。

### 健康食品やネット通販に力点

改定版で条文が最も増えた第4章は、4節（一般規定、生産・経営プロセスのコントロール、ラベル・説明書および広告、特殊食品）に再編された。追加された条文としては、食品関連企業の安全管理の向上に向けたトレーサビリティ・システム構築の強化（42条）、食品安全自主検査制度の構築の義務化（47条）、食品添加物メーカーに対する生産実行許可制度と出荷・検査記録制度の構築の義務化（59条）……などがある。

「特殊食品」（「保健食品」、特殊医学用途で配合する食品、乳幼児向け食品）に関する条文は、改定前の1条から10条に増加。厳格な監督管理の徹底、中央政府が定める保健食品原料目録以外の原料を使用した保健食品および初めて輸入する保健食品の食薬局への登録義務化（76条）、乳幼児向け食品メーカーにおける原料入荷から製品出荷までの全プロセスでの品質コントロールの実施、および原料、添加物、配合およびラベルなどの省レベル食薬部門への届け出の義務化（81条）、省レベル以上の食薬部門への登録・届け出済みの保健食品、特殊医学用途で配合する食品、乳幼児向け配合粉ミルクの目録についての速やかな発表の義務化（82条）など、2000年代後半に国内外で大きな問

題となった食品に対する強化策が法制化された。


また、食品メーカーなどの食品安全責任保険への加入の奨励（43条）も追記された。中国が輸入する包装食品ラベルに記載すべき内容には変更はなく、栄養表示についても明示されなかった。

改定前には示されていなかったネット通販による食品の取り扱いについて、改定版では、ネット上で食品取引を行うサイトやウェブ出店者などに対して、ウェブサイトでの販売者（出品者）の実名登録と食品生産経営許可証の取得状況の確認の義務化（62条）および関連する罰則（131条）が追記された。

### 輸出入食品の基本実務は継続

輸出入食品に関する条文の変更はほとんどなく、条文の多くは改定前の内容を踏襲した。

09年、中国は国家基準のカテゴリーとして食品安全国家基準を設け、これまでに約300件を設定してきた。同基準未設定の食品を輸入する場合には、海外の輸出業者や生産者またはその委託を受けた輸入業者は、衛生部に対し当該国の基準または国際基準に準じて生産していることを証明する文書を提出しなければならない（93条）。また、中国に食品を輸出する海外の輸出業者や海外から食品を輸入する業者には国家輸出入検査検疫部門への届け出が義務付けられ、中国に食品を輸出する海外の食品メーカーには同部門への登録が義務付けられた（96条）。輸入する包装済み食品に対しては、商品への中国語のラベル貼付義務、中国語の商品説明書の提出義務が継続されるとともに、適用範囲が食品添加物にも拡大された（97条）。輸出食品メーカーおよび輸出する食品の原料を作付けする農場や養殖場に対する国家輸出入検査検疫部門への届け出の義務付け（第99条）についても、改定前法と同様に継続された。

国務院弁公庁は、15年3月発表の「2015年食品安全重点工作安排的通知」の中で、今後、「食品安全法实施条例」「農産品品質安全法」「農薬管理条例」をそれぞれ改定することを明らかにした。日本の中国向け食品輸出関係者や中国に既進出の食品関連企業は、関連規定や基準などの新設・改定に注意が必要だ。 

注：同法は食品を対象にした基本法であり、農産物に関しては2006年7月施行の「農産品质量安全法」が適用される。